		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	12	10	22
	普通免許		8	13	21
		ＡＴ限定普通免許	12	13	25
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		20	26	46
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	24	30	54
ＡＴ限定普通第二種免許	大型免許		8	10	18
	中型免許		8	10	18
		中型車（８ｔ）限定中型免許又はＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	8	10	18
	準中型免許		8	10	18
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	8	10	18
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	8	10	18
	普通免許		8	13	21
		ＡＴ限定普通免許	8	13	21
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		17	26	43
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	30	51

備考　１　この表において、教習時間は、１教習時限につき50分とする。

２　この表に定める教習時間の時限数は、教習を受ける者の技能の修得状況に応じ延長するものとする。

３　この表において、なしとは、教習に係る免許の種類に応じ現に受けている免許の有無及び種類の項に掲げる免許のいずれをも現に受けていないことをいう。

４　この表において、中型車（８ｔ）限定中型免許又は中型車（８ｔ）限定中型第二種免許とは、それぞれ運転することができる中型自動車を車両総重量8,000キログラム未満、最大積載量5,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の中型自動車に限る中型免許又は中型第二種免許をいう。

５　この表において、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許又はＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許とは、それぞれ運転することができる中型自動車並びに準中型自動車及び普通自動車を、ＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない車両総重量8,000キログラム未満、最大積載量5,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の中型自動車並びにＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車及び普通自動車に限る中型免許又は中型第二種免許をいう。

		ＡＴ限定普通免許	19	19	38
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		23	29	52
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	31	29	60
	中型第二種免許		5	9	14
		中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	12	20
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	12	12	24
		準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	12	14	26
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	16	14	30
	普通第二種免許		15	14	29
		ＡＴ限定普通第二種免許	19	14	33
中型第二種免許	大型免許		8	10	18
	中型免許		8	10	18
		中型車（８ｔ）限定中型免許	10	13	23
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	14	13	27
	準中型免許		11	13	24
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	12	16	28
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	16	16	32
	普通免許		12	16	28
		ＡＴ限定普通免許	16	16	32
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		22	26	48
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	30	26	56
	普通第二種免許		7	4	11
		ＡＴ限定普通第二種免許	11	4	15
普通第二種免許（ＡＴ限定普通第二種免許を除く。）	大型免許		8	10	18
	中型免許		8	10	18
		中型車（８ｔ）限定中型免許	8	10	18
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	12	10	22
	準中型免許		8	10	18
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	8	10	18

	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		20	26	46
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	24	30	54
ＡＴ限定普通第二種免許	大型免許		8	10	18
	中型免許		8	10	18
		中型車（８ｔ）限定中型免許	8	10	18
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	8	10	18
	普通免許		8	13	21
		ＡＴ限定普通免許	8	13	21
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		17	26	43
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	30	51

備考　１　この表において、教習時間は、１教習時限につき50分とする。

２　この表に定める教習時間の時限数は、教習を受ける者の技能の修得状況に応じ延長するものとする。

３　この表において、なしとは、教習に係る免許の種類に応じ現に受けている免許の有無及び種類の項に掲げる免許のいずれをも現に受けていないことをいう。

４　この表において、中型車（８ｔ）限定中型免許又は中型車（８ｔ）限定中型第二種免許とは、それぞれ運転することができる中型自動車を車両総重量8,000キログラム未満、最大積載量5,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の中型自動車に限る中型免許又は中型第二種免許をいう。

５　この表において、ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許又はＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許とは、それぞれ運転することができる中型自動車及び普通自動車を、オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作装置を有しない車両総重量8,000キログラム未満、最大積載量5,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の中型自動車並びにオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る中型免許又は中型第二種免許をいう。

６　この表において、ＡＴ限定普通免許又はＡＴ限定普通第二種免許とは、それぞれ運転することができる普通自動車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許又は普通第二種免許をいう。

７　この表において、カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許とは、それぞれ運転することができる大型特殊自動車をカタピラを有する大型特殊自動車に限る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許をいう。

	中型第二種免許		5	7	12
	普通第二種免許		5	7	12
大型第二種免許	大型免許		8	10	18
		マイクロバス限定大型免許	10	14	24
	中型免許		10	14	24
		中型車（８ｔ）限定中型免許	12	17	29
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	16	17	33
	普通免許		15	19	34
		ＡＴ限定普通免許	19	19	38
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		23	29	52
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	31	29	60
	中型第二種免許		5	9	14
		中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	12	20
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	12	12	24
	普通第二種免許		15	14	29
		ＡＴ限定普通第二種免許	19	14	33
中型第二種免許	大型免許		8	10	18
	中型免許		8	10	18
		中型車（８ｔ）限定中型免許	10	13	23
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	14	13	27
	普通免許		12	16	28
		ＡＴ限定普通免許	16	16	32
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		22	26	48
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	30	26	56
	普通第二種免許		7	4	11
		ＡＴ限定普通第二種免許	11	4	15
普通第二種免許（ＡＴ限定普通第二種免許を除く。）	大型免許		8	10	18
	中型免許		8	10	18
		中型車（８ｔ）限定中型免許	8	10	18
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	12	10	22
	普通免許		8	13	21
		ＡＴ限定普通免許	12	13	25